

早稲田大学大学院文学研究科と学習院女子大学大学院国際文化交流研究科における学生交流に関する協定書

(趣旨)

第1条 早稲田大学大学院文学研究科と学習院女子大学大学院国際文化交流研究科（以下「両大学院」という。）は、大学院間の提携により、学生の修学機会の拡大を図るため、学生交流に関する協定を締結する。

(対象となる専攻)

第2条 この協定書は、早稲田大学大学院文学研究科芸術学(演劇映像)専攻、美術学(美術史)専攻と学習院女子大学大学院国際文化交流研究科国際文化交流専攻との間における単位互換を対象とする。

(受入れ)

第3条 両大学院に所属する学生が、受け入れ先研究科に設置された授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、両大学院は当該学生を受け入れることができる。

(受入人数)

第4条 当該年度の受入れ学生数は、原則として両大学院研究科双方同数とする。

(受入れ学生の身分)

第5条 両大学院が受け入れた学生の身分は、早稲田大学大学院にあつては「交流学生」学習院女子大学大学院にあつては「大学院交流学生」と呼称する。

(修得単位数・単位の認定)

第6条 修得できる単位数は、8単位を限度としてその学生の所属する大学院の定める範囲とする。修得した単位は、所属大学院において修得したものと認定することができる。認定に関わる事項は、学生が所属する研究科が定めるところによる。

(提供科目)

第7条 両大学院は設置する授業科目のうち本協定で履修できる授業科目を提供科目として選定し、相互に通知するものとする。

(履修手続)

第8条 受け入れ先研究科の授業科目の履修を希望する学生は、所属大学院の指導教員の承認を得て、年度当初に所定の願書を所属大学院へ提出する。

(履修の許可)

第9条 本協定に基づく履修は、学生の所属研究科及び受け入れ先研究科の審議を経て許可される。ただし、履修学生数等の理由により履修が不許可となることもある。

(成績評価)

第10条 両大学院が受け入れた学生が履修した授業科目の成績の評価および単位は、受け入れ先研究科が定めるところにより行い、これを学生の所属研究科に通知する。成績の評価表示は学生の所属研究科において行う。

(学費)

第11条 両大学院は、受け入れた学生の学費は徴収しない。ただし、授業の履修に必要な実験・実習費等特別な経費については、この限りではない。

(設備の利用)

第12条 両大学院は、受け入れた学生が授業科目の履修に必要とする設備の利用について、それぞれ便宜を供与するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定書に定めるものの他、協定の実施に関し必要な事項は、その都度、双方で協議するものとする。

(改廃)

第14条 本協定の改廃は両大学院の協議を経て行うものとする。

附 則

本協定は、2006年4月1日より施行する。

学習院大学大学院人文科学研究科と学習院女子大学大学院国際文化交流研究科における学生交流に関する協定書

(趣旨)

第1条 学習院大学大学院人文科学研究科と学習院女子大学大学院国際文化交流研究科（以下「両研究科」という。）は、相互の交流を促進し、学生の修学機会の拡大を図るため、学生交流に関する協定を締結する。

(受入れ)

第2条 両研究科に所属する修士課程または博士前期課程の学生が、受け入れ先研究科に設置された授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、両研究科は当該学生を受け入れることができる。

(受入れ学生の身分)

第3条 両研究科が受け入れた学生の身分は、ともに「大学院交流学生」とする。

(修得単位数・単位の認定)

第4条 修得できる単位数は、8単位を限度としてその学生の所属する研究科の定める範囲とする。修得した単位は、所属研究科において修得したものと認定することができる。認定に関わる事項は、学生が所属する研究科が定めるところによる。

(提供科目)

第5条 両研究科は設置する授業科目のうち本協定で履修できる授業科目を提供科目として選定し、前年度の3月までに相互に通知するものとする。

(履修手続き)

第6条 受入れ先研究科の授業科目の履修を希望する学生は、所属研究科の指導教員及び受入れ先授業科目担当教員の承諾を得て、所定の願書を指定期日までに所属研究科に提出する。

(履修の許可)

第7条 本協定に基づく履修は、学生の所属研究科及び受入れ先研究科の審議を経て許可される。ただし、履修学生数等の理由により履修を許可しないこともある。

(成績評価)

第8条 交流学生の成績評価及び単位認定は、受入れ先研究科が定めるところにより行い、これを学生の所属研究科に通知する。成績の評価表示は学生の所属研究科の方式による。

(学費)

第9条 交流学生の学費は互いに徴収しないものとする。ただし実習費等が必要になる場合には徴収する。

(設備の利用)

第10条 両研究科は、交流学生が履修上必要とする設備の利用については、相互に便宜を供与する。

(協議事項)